

みんなで作る住みよい地域  
市民主体のまちづくりを目指して!

# 協働のまちづくり

(基本指針)



協働とは、「協」…協力して、「働」…働く。ちょっと大変そう、面倒くさい、というイメージなのかもしれません。しかし、「協働」とはそんなに難しいものではなく、すでに地域で皆さん方が取り組んでいただいている事なのです。

私たちは、小郡市を、だれもが安心して住みやすいまちにしたいと願っています。この願いを実現するために、市民も行政も、ここに住むみんなが協力して一緒にまちづくりを進めていくこと、それが「協働」なのです。

## 小 郡 市

(総務部 協働推進課 コミュニティ推進係)

## ● なぜ、地域コミュニティづくりが必要なのか？

全国の自治体では、**住民主体の新たな地域コミュニティづくり**に向けた取り組みが次第に活発化してきています。なぜ、今、新たな地域コミュニティづくりが必要なのでしょうか？それは、私たちの住む地域社会が大きく、そして確実に変化してきているからです。

- ①自治会の役員への負担増大と役員の担い手不足
- ②隣近所の助け合いなど相互扶助意識の低下
- ③昔ながらの地域コミュニティの崩壊
- ④核家族化や都市化による自治会加入率の低下
- ⑤少子高齢化による新たな問題への対応など

小郡市においても、今のままでは、市民生活にとって必要なサービスを地域全体で支え合っていくことが次第に困難になってきています。

## ● みんなで解決したい！ 様々な地域課題

様々な地域課題を解決していくためには、「**自分たちのまちは自分たちでつくる**」ことを基本に、多くの市民・団体等の皆さんの参画と協働により、市民自らの**自主的・主体的なまちづくり**を実践していける体制づくりが必要になっています。

### 少子高齢化の急速な進展

- 高齢者世帯の増加への対応
- 子どもの居場所づくり
- 公園や通学路等の安全性の確保
- 地域の防犯・防災体制づくり



### 新たな地域課題の増大

- 買い物など移動手段の確保
- 役員など担い手不足、人材育成
- 地域のまちづくりの活性化
- 住民相互のコミュニケーション

## 市民主体の新たな地域コミュニティづくり

## ● 市民との協働のまちづくり

小郡市では、第5次小郡市総合振興計画（マスタープラン）の中で、平成23年度から今後10年間のまちづくり計画の基本理念を「**市民との協働のまちづくり**」と決めました。

「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本に、**自助・共助・公助**の組み合わせによって、お互いに補完し合いながら、地域課題の解決に当たることが「**協働**」の基本となる考え方です。

- （自助）身の回りの生活上の問題は、最も身近な個人や家族が解決にあたる。
- （共助）市民や地域の助け合いで解決にあたる。
- （公助）行政や公的機関等が公的に支援を行う。



# ● 「協働」とは？

地域課題を解決するために  
**市民相互**が、または、**市民と行政**が  
 お互いの個性や能力を活かしながら  
**連携・協力して活動し**  
**その成果を共有していく営み**

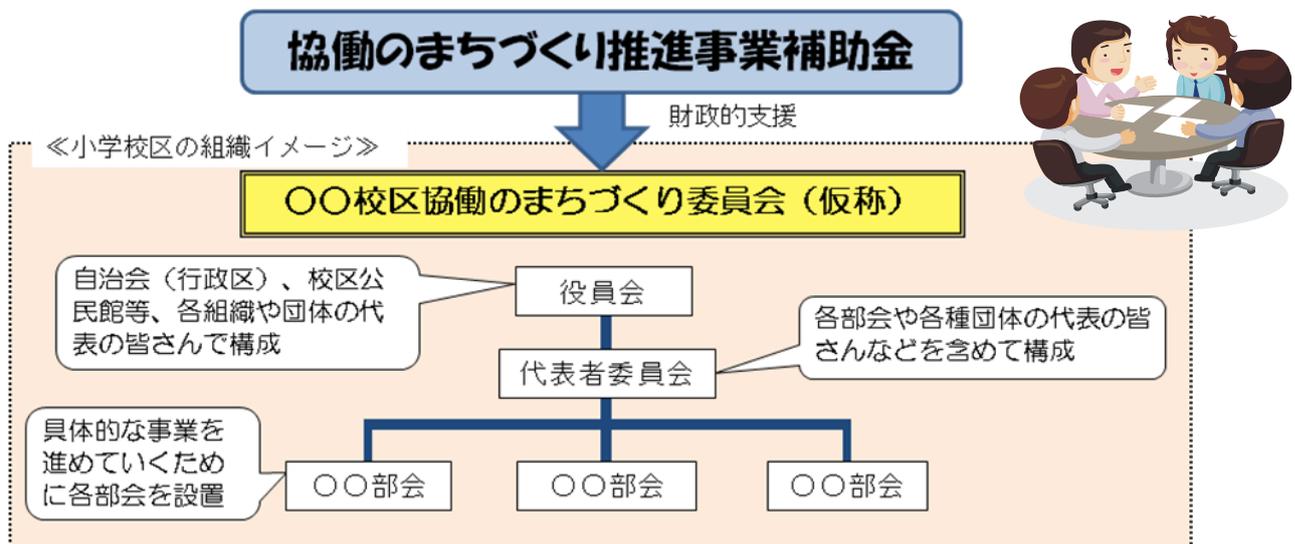
ここでいう「市民」とは、市民個人ばかりでなく、自治会（行政区）など地域コミュニティ、NPO法人・ボランティア団体など各種団体や組織、企業・事業所等も含めた、この地域に住み、活動する全ての主体を指します。

「協働」のあり方には、地域課題の解決に向けて、様々な市民が個々の得意分野や個性を活かしながら連携・協力して取り組む「**市民相互の協働**」や、市民の活動を行政が支援したり、行政の活動に市民が参画する「**市民と行政の協働**」があります。



# ● 協働のまちづくり推進事業(財政支援)

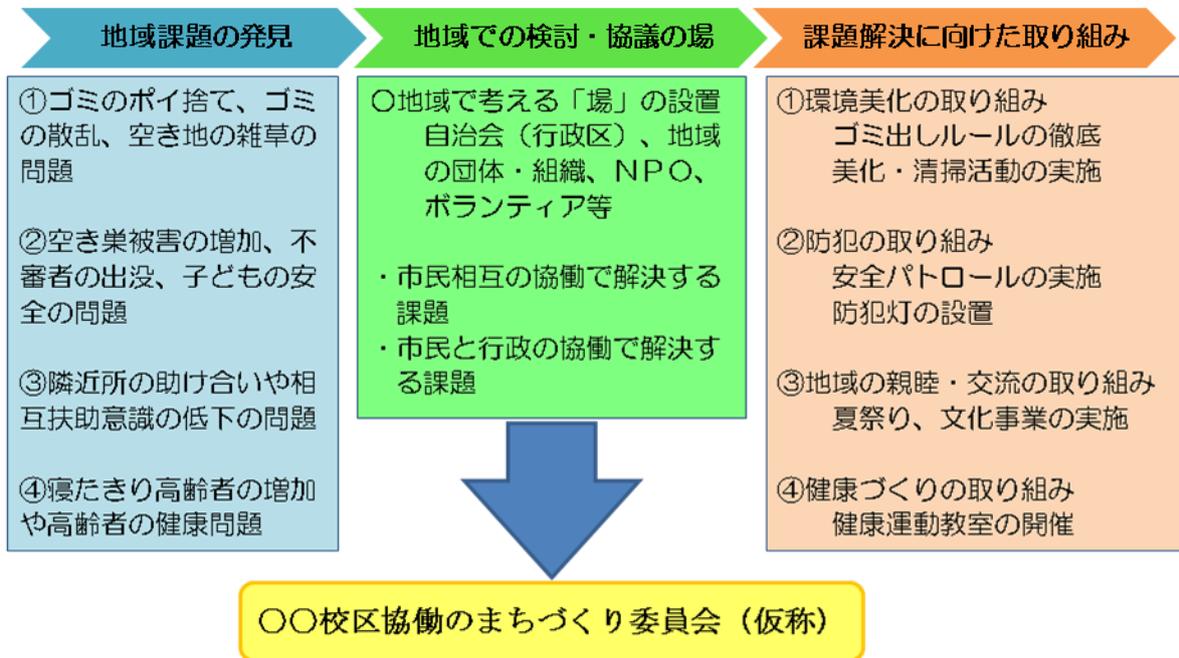
小郡市では、平成24年度より、小学校区において自治会（行政区）や地域の組織や団体、ボランティアの皆さんなどの連携により、新たな地域組織等を設置していただき、この地域組織等が行う協働のまちづくり事業に対して「**協働のまちづくり推進事業補助金**」による財政支援を行っています。



## ● 校区の協働のまちづくり委員会(仮称)

それぞれの小学校区における協働のまちづくりは、地域課題の発見、地域での検討・協議の場の確保、課題解決に向けた取り組みとして進めていくことになります。

小学校区において、自治会（行政区）や様々な組織や団体、NPO、ボランティア等の皆さんと一緒に集まって、**地域課題の解決に向けて考える場所**が、**校区の協働のまちづくり委員会(仮称)**のイメージです。



### ● なぜ小学校区単位なの？

校区の協働のまちづくりの単位を小学校区とした理由は次のとおりです。

- ① 地域住民の日常的な生活圏内で、面識社会を構成できる範囲であること
- ② 地域の問題を自らの問題として共有できるコミュニティであること
- ③ PTAや子ども会活動など小学校を中心とする既存のネットワークが活用できること
- ④ 地域活動の拠点として、校区公民館を活用できること

## ● 協働に期待される効果

### ① 市民主体のまちづくりの実現

市民の自主的・主体的なまちづくり活動を通じて、多くの市民・団体の皆さんの参加と協働を促すことが期待できます。

### ② 地域の実態に応じたまちづくりの実現

行政の一律的な事業では対応が困難な地域課題にも、地域の実情に応じた個性的で多様なまちづくりの実現が期待できます。

### ③ 既存の自治会等を新たなコミュニティの中で活性化

既存の自治会等の個性や能力を発揮したまちづくりを実践していくことで、それぞれの活動を活性化することが期待できます。